

令和3年度 東京都税制調査会

第2回小委員会

令和3年8月5日(木) 14:58~17:03

都庁第二本庁舎 31階特別会議 22

【三浦税制調査担当部長】 それでは、各委員の皆様お待たせいたしました。所定の時間前ですが、各委員の皆様お集まりいただいておりますので、本日の小委員会を始めさせていただきますと存じます。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これから令和3年度第2回小委員会を開催させていただきます。

今回の小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン開催とさせていただきます。本日は、既にお送りしております資料を参照いただきながら御審議をいただければと存じます。

なお、本日は高端委員、宮本委員、保井委員の皆様におかれましては、所用のため欠席となっておりますことをご報告申し上げます。

それでは、今後の進行につきまして、諸富小委員長にお願いしたいと存じます。諸富小委員長、よろしくお願ひ申し上げます。

【諸富小委員長】 皆さん、こんにちは。それでは、以下、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「環境関連税制について」、それから「デジタル経済と税制について」、そして「地方法人課税等をめぐる課題への対応について」の三点となっております。

一点目の議題は、「環境関連税制について」です。事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

まず、最初、環境関連税制の論点及び資料についてということでございます。お手元の資料1を御覧いただけたらと思います。

令和3年度・第2回小委員会の論点でございます。

その1番目が、環境関連税制についての論点となっております。

主な内容は二つありまして、まず一つ目が、地球温暖化対策のための税、いわゆる温対税のあり方があります。中でも、令和元年度答申でもご提言いただきました、中長期的な税率の引上げ見通しとその道筋、それと地方自治体の役割に見合った財源確保のあり方について御議論いただきたいと考えております。

また二つ目が、低炭素住宅の促進のための税制となっております。

引き続きまして、資料についてのご説明をさせていただきますと思います。

資料2-1となります。まず目次を通り越して、1ページ目から簡単にご説明させていただけたらと思います。

1ページ目、日本と諸外国の実効炭素価格を比較した資料となっております。

日本の実効炭素価格は、アメリカや中国よりは高くなってはおりますが、炭素国境調整措置の実施を表明したEU諸国などと比べますと、かなり低い数字にあるということがお分かりいただけるかと思ひます。

続いて2ページ目となります。

地球温暖化対策のための税、いわゆる温対税について、税率の水準、税収等の概要を示した資料でございます。

続いて3ページ目、温対税とその他エネルギー諸税につきまして、課税段階の側面から説明した資料に

なっております。

続きまして、4ページ目でございます。

温対税につきまして、エネルギー対策特別会計に繰り入れられる、そういった様子を示した資料になってございます。

続きまして、5ページ目から9ページ目ですが、これは各国及び日本の排出量取引制度について示した資料になってございます。特に9ページ目が、東京都の排出量取引制度について概要を示してございます。

続きまして、10ページからですが、東京都の排出量取引制度の第二計画期間の削減実績としまして、対象事業所は順調に排出量を減らしたことが分かる資料となっております。これは、先日6月30日に東京都環境局がプレス発表した内容となっております。

続きまして11ページ目、こちら環境局の資料になっております。全国や都内のエネルギー消費量の経年変化と比べまして、東京都の排出量取引制度の対象事業所におけるCO₂排出量の変化は、先ほどの二点と比べましても急になっておりまして、より削減が進んでいることが分かる資料となっております。

続きまして、12ページでございます。

全国と東京都をはじめとする主要都府県のCO₂排出量の推移を示した資料となっております。東京都は東日本大震災後の火力発電の増加で一時排出量が増加いたしました。以降は毎年減らしてきております。

続きまして、13ページでございます。

炭素税と排出量取引制度の特徴などを比較したものでございます。炭素税は、価格が固定される反面、排出削減量がどのくらいになるのか不確実なのに対しまして、排出量取引制度は排出総量が固定されておりますが、価格は取引により変動するような特徴がございます。

続きまして、14ページでございます。

炭素国境調整措置の概要を示した資料となっております。

続きまして、15ページのほうですが、こちらはEUが進めております炭素国境調整措置の概要を示した資料となっております。この後の16ページにもありますが、2023年1月から移行期間に入りまして、2026年1月から本格適用をするということになっております。

続きまして、17ページです。

報道ベースであります。EUの炭素国境調整措置についての各国の反応を示しております。

続きまして、18ページを御覧いただけたらと思います。

地球温暖化対策のための税について、過去の答申の内容でございますが、令和元年度答申では、諸外国と比較して日本の税率水準は極めて低い。人々の行動・投資を低炭素なオプションに転換させるために、中長期的な税率の引上げ見通しとその道筋を示すべき。税金については、幅広い用途に活用できる仕組みとするべき。地方自治体の役割を踏まえ、国と地方で税金を適切に配分すべき、このように答申していただいております。

続きまして、19ページを御覧いただけたらと思います。

都内の最終エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の動向を示した資料でございます。産業・業務部門や運輸部門と比べまして、家庭部門はエネルギーの消費やCO₂排出量において増加傾向を示していることが分かるようになってございます。

続きまして、20ページでございます。

CO₂排出量の部門別構成比の資料となっております。全国ベース及び東京都内の2000年以降のCO₂排出量の部門別内訳の推移を表しておりますが、家庭部門の比率は次第に高まっていることがこちら

からお分かりいただけます。

その後、21ページでございます。

住宅に低炭素住宅を目指すためソーラーパネルなどを導入した場合に、現在の税制上どのような取扱いになるかを示した資料でございます。例えば、固定資産税や不動産取得税におきましては、一般住宅でも新築の優遇措置がありまして、低炭素住宅として特別な優遇措置がされているわけではないということが、こちらでお分かりいただけるかと思えます。

最後に、固定資産税の新築住宅減額について過去に答申された内容でございます。前の期ではございますが、平成29年度の答申で主なところとしまして、住宅政策の柱を「住宅の新築」から「中古住宅の流通」や「既存住宅の活用」へとシフトさせていくことは不可欠であり、新築住宅減額についても対象を重点化するなど大幅な見直しが必要である。国の政策に基づき、地方税を一方的に減収させる特例措置は、地方の自主性の観点から見て妥当でない。このような提言をいただいているところでございます。

私からの説明は以上となります。説明は終了いたしました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明がありました論点及び資料について、御質問や御意見をいただきたいと思えます。御意見のある委員は画面に向かって手を挙げていただければと思えます。いかがでしょうか。あるいは、画面に映っていない委員は御発声をいただければ幸いです。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 まず、国と地方の、若干捕らぬ狸の皮算用ではありますが、仮に炭素税を導入したときの国と地方の税収配分の問題ですが、恐らくほかの税とも一体的に考える必要があるかと思えます。前回の車体課税の話があったと思えますが、これから例えば所有から利用へと車の使い方が変わるとなると、恐らく、税のかけ方も、車体課税からやはり揮発油税、ガソリン税を含めた、それも含めた炭素税といえますか、環境税のほうにシフトするかもしれない。ということになると、恐らく一部、地方の税収が減るという面もある。つまり、具体的には、自動車税が減収になることもあり得ると思うのですね。もちろんEV車などが普及していけば、当然のことながら、さらに減収になると思えます。そのため、ある意味、地方のそのような環境対応における税収が減ったときに、ある程度、税収中立的になるような配分基準というのも一つ考えられる。それからもちろん、これから自治体がグリーン化に向けて新たな財政需要があるということであれば、それを満たすという点でも税収配分というのがあると思えます。ただこの二つは、恐らく区別したほうが良いと思えます。

また、若干今の話に絡みますが、日本の環境税は温対税だけでなく、もちろん石油石炭税もありますし、ガソリン税もありますし、いろいろと多元的というか、乱立しているというか。そのため、ここもある程度一本化していくということはあってよいと思うのですね。あえて言えば、炭素税の中に全ての税を吸収させていくということかと思えます。それが一つ目です。

二つ目は、それに絡みますが、特に、家庭からのCO₂がなかなか減らないということを考えると、これまでの石油石炭税は典型例ですが、どちらかというと上流での課税というのが主だったと思うのです。例えばエネルギー課税、具体的に言えば、電気に対する課税も含めて、少し下流方面での課税という方向に、環境税は切り替えていったほうがいいのかもかもしれないし、どこの段階でかけるかということについて、もう少し精査、見直しが要るのではと思えます。

特に、最終的には消費者に転嫁させて、つまり環境税というのは一体誰の負担なのかと考えたときに、最終的にそれが消費者の負担という形にして、結果としてそれが脱炭素に向けた消費、あるいは行動変容を促すということであれば、最も確実なのは下流で課税をすることと思えます。もちろん、上流に課税し

てもいいのですが、しっかり下流方面に転嫁していくということ。そのような仕組みをつくっていく必要があると思います。

最後は、国境調整についてですが、これは別に地方税での議論ではなくて、国税と一体で考えなければいけないことではあります。EUなどもどのような水準で決めるのか怪しいところはあるのですが、国境調整を行うという方向にいますので、恐らく日本も追随せざるを得ないと思います。さもないと、リーケージの問題、漏れの問題もありますし、日本の国際競争力にも関わる話でもありますので、やはり何らかの形で国境調整というのは必要かと思えます。

それに当たっては、当然カーボンプリントみたいな仕組みが必要かと思えます。そこはある意味炭素の見える化といえますか、それぞれの製品に、ある種インボイスの中にそのような仕組みがあつてよいと思うのです。消費税ではインボイスを入れるのですから。インボイスの中に、この製品はこれぐらいの炭素を使いましたなど、そういった何か炭素の見える化といったものを入れて、それに応じた課税というのがあれば、ある意味、事実上、環境消費税のような仕組みになってくると。それがいわゆる仕向地主義型の炭素税というものです。国境調整付の炭素税という形になりますが、少しそのようなカーボンプリントも含めた炭素の見える化というものも併せて行うことが肝要かと思いました。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。幾つかの重要な論点を挙げていただきましたが、ほかの皆様からも、たくさん御意見を募りたいと思いますが、いかがでしょうか。

金井委員、お願いします。

【金井委員】 金井でございます。聞こえますでしょうか。

【諸富小委員長】 はい、大丈夫です。

【金井委員】 事務局に教えていただきたいのですが、20ページ目のスライドです。この部門別の構成比が書いてあるのですが、国のグラフと東京都のグラフが、分類がそもそも違っていて、何をここから読み取ればいいのか少しよく分からないのです。先ほどのお話ですと、東京都は家庭部門が今3割くらいになっていて、かなり大きいと。それが一つ問題で、国のほうは、家庭部門はまだ14.4%しかない。それから、国のほうは産業部門が3割以上ありますが、東京は非常に少ない。その代わり業務部門というものがあって、これが家庭部門より大きいのですよね。要するに、この図から、東京都はどのようなCO₂排出対策を導くのか。国の一律とは違うものが、どうも家庭や業務に関して、特に東京としてはここを押さえないとならないというようなデータにも見えるのです。つまり全国一律ではうまくいかないかもしれないのでしょうか。結局、何を言いたいのですか。

【内田税制調査担当課長】 金井委員のおっしゃるとおりで、東京都におきましては、特に家庭部門について、やはり減らしていかないといけないということがまずあると思っております。一方で、国のほうも、おっしゃったところもあるのですが、家庭部門についても、少なくとも2000年度から見ると、家庭部門の比率というのはなかなか減っていないというところもございますので、家庭部門について、少し低炭素を重点的に、一つ低炭素化を進めていく必要があるのではないかとこの思いでこちらの資料のほうを用意させていただいております。

【金井委員】 しかし、これを見る限り、普通に読めば、業務部門をもっと対策すべきという答えになるのではないですか。

【内田税制調査担当課長】 無論、業務部門もあるのですが、その中でも、より家庭部門のほうに力を入れたいということで、19ページの資料と併せて、家庭部門のほうに少し力を入れていきたいという思いで、資料を入れさせていただいています。確かに20ページだけを見ると、なかなか分かりづらい部分

もあって、資料としては、これだけではよろしくないかもしれないのですが、19、20、21ページと総合的に見ていただきたいと考えてございます。

【金井委員】 いや、ですから、家庭部門を野放しにしているとは私も全く思いませんが、業務部門も大きくて、業務と産業が一緒になると、産業部門による削減が相殺されて、業務部門はあたかもやらなくてよいかのごとき印象を与えているというのが20ページの図ですよ。したがって、あまり説得力を感じないのですが。家庭部門を対策したいというお気持ちは分かりますが、なぜそうなのかというのをもう少し説得的に展開していただいたほうがいいのではないかと思います。もちろん最終下流部門でやらなくてはいけないというのはそのとおりだと思いますが、業務もかなり下流部分なので。ただし、これはテレワークでひよっとしたらさらに家庭が大きくなっているのかもしれませんが、それは實際上、家庭が事実上業務を行っているということになっただけの話であって、何かもう少し説得的にアピールしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【内田税制調査担当課長】 失礼いたしました。

【諸富小委員長】 金井先生、恐らく業務・産業は、東京都は排出量取引制度でコントロールしているのですよね。したがって、恐らくここをどのように減らすかは、排出量取引制度、先ほどの資料を見させていただいていたのですが、既に成果を上げてきていますので、家庭のほうでなかなか、恐らく税制優遇措置等で、これも資料にありましたか。税制優遇措置等でそれなりに太陽光パネルの投資等については一応優遇措置を取っているはずですが、それではまだ不十分かもしれないということで、ここを強化していきたいと意味で私は理解をしています。

また、インボイスについては、東京都は特に2030年までにガソリン車を、これは本当にできるのかどうかと興味深く見ているのですが、ガソリン車販売禁止という方針を東京は打ち出されていますので、そうすると、家庭部門に焦点を当てたいというのは分かるところであります。

ちなみに、このデータですが、いわゆる直接排出のデータなのか間接排出のデータなのかはどちらなのでしょう。つまり電力会社が、ここに発電部門のデータがないので、それぞれに割り振られているのですか、各部門別に。電気を使うことによる排出は各部門の排出とみなされているという理解でいいですか。

【内田税制調査担当課長】 申し訳ありません。そちらにつきましては、別途確認した上でご報告させていただきますと思います。

【諸富小委員長】 電力会社の排出がカウントされている場合は、そこについては、家庭ではなかなかいかんともし難いというか、電力会社が石炭を思い切り使って排出していると、家庭が幾ら省エネしてもCO₂が出てしまいますので、恐らく電力会社を少し分けて出していただくと、そこが分かりやすくなる。純粋に家庭部門の排出というのが出てくるかなと。直接排出というほうですね。それをデータで出していただけると分かりやすくなるかと思います。

小林委員どうぞ。次は土居委員ですかね。

【小林委員】 今の一点だけですが、今の資料、左下に日本の温室効果ガス排出量データ確報値（電気・熱配分後）と書いてありますので、これは間接排出に相当するものだと思います。小委員長がおっしゃるとおり、これと直接排出の両方を出していただけると、その違いはよく分かるということと、また間接排出なので、東京都についてはこのエネルギー転換部門がなくて、国のほうには少しあるわけですね、1割弱ですが。これが、直接排出だったら3割くらいになりますかね。もっと大きい数字になってくるかと思っておりますので、配分後であるということが確認できるかなと思っておりますが、両方あるといいのだろうなと思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そうですね。正確に言っていただいてありがとうございます。

土居委員、お願いします。

【土居委員】 ありがとうございます。

この環境関連の税に関連しては、まず既存の地方税制で、地方から主体的に価格の提案を出せるように検討していくということは非常に重要なポイントかと思います。化石燃料に課税しているものとして、地方税は軽油引取税ですが、譲与税まで考えると、揮発油税は地方揮発油税がありますし、それから石油ガス税も譲与税があります。また航空機燃料税、これも譲与税があるということなので、この四つというところは主立って焦点に当てていいところだと思います。もちろん石油石炭税もあるのですが、今、石油石炭税の特例として、温対税になっているという部分ですね。

それもあるのですが、税制のグリーン化ということ、積極的に地方税及び地方譲与税絡みで提案していくということは、これはある意味で東京都及び地方団体の守備範囲に入るところでありますので、ここでいろいろ意見を言わせてほしいということについて、それ自体を阻まれるということは考えにくい。よって、税制のグリーン化、つまりCO₂排出比例に変えていくということ、この四つの税を中心に、積極的に提言していくということをもっとあってよいと思います。

それで、石油石炭税のところはどうするか。温対税をもっと拡大してほしいという話をすると、それは国税としての税制のグリーン化といいたいまいしょうか、CO₂排出量比例にして環境負荷をかける経済活動に対する課税という、そのようなことで、東京都税制調査会として意見を言うということは、それはそれとしてあってよいと思うのですが、問題は、それを言ったからといって直ちに東京都に税収が入ってくるかは、特に、石油石炭税に関しては、それは単純ではないと思います。そこは、意見を言うのはいいのですが、それは東京都に税収が欲しいからというのでは、今すぐに、ダイレクトには入ってこない。石油石炭税です。もし税収確保や環境負荷に対する課税ということで、かつ今既に何らかの形で東京都が関わっている税ということになると、先ほど申し上げた四つの税に力点を置きながら、しかし石油石炭税の温対税部門というものがあるので、炭素税という性質に着目した性質の税、そのような環境税としての性質というものにもっと積極的にその機能を発揮するべきではないかというそうした提言は、あり得ると思います。

それから、先ほど来議論がある家庭部門に対する対応ということですが、私も事務局の説明の意図というのは、私は分かるというか賛同するというので、もう少し家庭部門にも積極的にCO₂排出削減に取り組んでいただかなければいけないと思います。

やはり産業部門は、自主行動計画も含めて様々に取り組んでいるところではありますから、家庭は何もしないでいいというわけにはいかない。ポリ袋の話ではないですが、何らかの価格シグナルも活用しながら、よりCO₂排出量の少ない製品や経済活動のほうに家庭がシフトしていく。そのための課税なり経済的な負担なのだ。これが何か家庭の可処分所得を減らすなり購買力を減らすかのようなものと誤って捉えられないように、きちんと説明をしながら、それでいて所得再分配というか所得格差に配慮する必要があるなら、それは別途、環境関連税制以外のところで、所得税制なり社会保障制度できちんと低所得者に配慮するということはあってよいのです。あくまでも地球環境に対して負荷をかけている以上、しっかりその見合いとなる負担をお願いしなければいけないということで、何らかの対応は必要だと思います。

私も環境省の中央環境審議会の小委員会で諸富先生、吉村先生とも一緒にさせていただいていますが、そこでの議論は、仕向地主義炭素税ということ、要は付加価値税、消費税のように仕入税額控除を認めて、できるだけ消費者にその負担を分かりやすく転嫁できるようにするという形で家庭部門

にもその負担をお願いするというやり方がある、それは既存の温対税でも、そのような仕組みをこれから新たに導入するという提案というのもあってよいと思いますし、さらに炭素税の部分拡大することであれば、その拡大するというタイミングに合わせて、そのような仕入税額控除なり輸出免税なりを入れることを考えてもいいのではないかと思います。

最後に、最大の問題は、やはり産業界が反対していることをどうやって説得するかということだと思います。国、中央省庁でも相当骨が折れる作業といいたいまいしょうか、なかなか説得し切れていないと。これ以上カーボンプライシングとか、CO₂排出に対して負荷をかけるということになると、経済活動が阻害される、企業の利益が減るということで、カーボンプライシングについては反対論が根強い。自主行動計画など、自発的にやることは、我々はやらせてほしいという、そのようなスタンスでありますので、国も国で説得を続けているのですが、東京都も排出量取引を主催しているという関係もありますから、排出量取引に加えて何か税もというのは、それは、聞こえは悪いかもしれませんが、やはりCO₂排出量削減のために、カーボンプライシングにせめて反対しないというところに東京都も積極的に産業界に声をかけていく、また説得していく、そのような取組も必要かなと思います。

最後に、もう一つの論点である低炭素住宅の促進のための税制という点に関してですが、先ほど平成29年度の答申という話がありまして、これは国が主導するというニュアンスで、それは確かに実勢を失うということではあるのかもしれませんが、東京都内で低炭素住宅を促進するということに限って言えば、それは国とは独立して、東京都なり東京都内の市町村で、固定資産税を家屋に対してどのように低炭素住宅を促すかということは、独立して考えていいと思います。

そのような意味で言いますと、低炭素住宅の購入といいたいまいしょうか、建築によって、家屋に対する固定資産税が、場合によってはよりスペックが高いということで、普通に低炭素ではない家を建てるよりも高い資産価値となって、より重い家屋にかかる固定資産税が課されるという可能性がありますから、そこは独自に軽減するという措置を設けるということは、私はあってよいと思います。

そのような軽減措置があるということを通じて、家屋の建替え、低炭素住宅への建替えというものも、より進めやすくなるのではないかと。もちろん、軽減といっても、半永久的に低炭素住宅の家屋の税を減免するという必要は必ずしもなくて、例えば最初の3年間だけ、最初の5年間だけなど、そのような形で、時限を切った軽減ということもあり得るとは思いますので、少なくとも低炭素住宅を建てて、スペックが高いから、より資産価値が高くなって、それで家屋の固定資産税がより重くなるという形になってしまわないようにする方策はあると思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様、大体御発言いただけましたでしょうか。

佐藤委員、2回目ですよろしいですか。

【佐藤委員】 それでは、できるだけ手短にします。

まず、先ほど土居委員からもご指摘がありましたが、産業界は恐らく反対するだろうというのは何となく想像に難くないのですが、そもそも環境税というのは、これは直接税なのか間接税なのかという整理もあってしかるべきです。というのは、もし仮に仕向地主義型の環境税みたいなものを想定するのであれば、環境消費税と呼んでもよいかもしれませんが、例えばこれは事実上間接税なので、当然、負担は消費者に帰着するわけですから、産業界がとやかく言うことではないということになります。もちろん、そうではなくて、産業界に対する追加の直接税だということになれば、彼らは何か言いたいかもしれませんが、したがって、これは微妙だなというつも思うのは、どのような税も本当は微妙ですが、制度的にこれは環境税、

どちらなのだろうなというのは、少し頭の整理が要るかなと思います。そうはいつでもですが、恐らく環境税があって、排出権取引があって、また自主行動計画があってと、この三つを全てやれというのはなかなか無下な話でありますので、例えば排出権取引に参加する企業は環境税から免除するのか。たしかEUはそのような感じでしたよね。それから、デンマークだと、自主計画で、しっかりCO₂を下げますと言ったところは環境税が免除というか軽減など、何か組合せはあると思うのですよね。ですので、今の三つをどのように組み合わせていくのかというところは、これも頭の整理が要るかなと思いました。

また、固定資産税では、低炭素住宅を目指すために固定資産税を優遇するというのは、理屈は分かるのですが、結局、何をやっているかというところ、太陽光パネルを載せたら軽減ねと言われたら、それは、実際はいわゆるアウトカムで見ているという、実態にCO₂が減ったというところを見ているのではなくて、ストラクチャーで見ているわけですよね。つまり、太陽光パネルが載っているかどうかで判断してしまっていますが、載っているのをいいことに、どんどんと電気を使ってしまったら、CO₂はほかのところで出ていくはずなので、果たしてストラクチャーだけで見ていいのかどうかというのは少し考えたほうがいいのかなという気はしました。したがって、やるのだったら別途、やはりエネルギー課税を強化して、あめとむちは抱き合わせをする。したがって、太陽光パネルを上げたら、もちろん固定資産税は軽減するが、エネルギー課税を強化するから、電気をたくさん使う、自分の電気ではなくて外から電気をたくさん買ったら、それは駄目だという、何か組合せは必要かなと。あめとむちの組合せは必ず必要ではないかと思いました。

取りあえず、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

工藤委員からも手を挙げていただいていますか。よろしくお願いします。

【工藤委員】 工藤でございます。

今日の議論で一点質問と、それも踏まえた発言をさせていただきたいのです。私自身は、個人的にはこの省エネ住宅など、今日の資料で言うと、いわゆる低炭素住宅というのは興味があるのですが、今回、東京都として、事務局として想定されているのは、従来ある、今、佐藤委員からの御発言にもあったのですが、太陽光パネルを設置するかしないかという点だけなのか、それとも、もう少し広い範囲を想定されているのかというのが質問です。

また質問の前に、少し意見もついでに申し上げますと、日本の場合ですと、これまでの場合、恐らく家庭で、いわゆる世帯での省エネを進める制度としては、いわゆる省エネ家電という制度があって、これは、いわゆる家電製品を買い替えるときに省エネ家電であればいろいろとメリットがあると。そのことによって、結果的に家庭での、世帯でのエネルギー消費を抑えましょうという発想だったと思うのですが、日本の場合、家そのものが、つまり住宅の、例えば遮断性や遮熱性など、そういったことを例えばよくすることによって、素材や、そもそも建物の構造など、それをよくすることによって、何らかのメリットをそこに与える。ありていに言えば、そういった工事をするときの費用の一部負担や助成など、そのようなことは特にやっていないと思うのですが、EUの場合には、全てではありませんが、省エネ家電はEU全体で同じ制度になっていますが、例えば住宅のアップグレードのためにいろいろな工事をした場合の助成をするなど、そのようなことについては一部の国が非常に充実していて、その一つがイタリアなのですね。2005年からこういった制度が入っていて、そもそも住宅の効率性、エネルギー効率をクラスに分けて、AからGまで、特に先ほど土居委員の御発言の中にも資産価値というお話があったかと思うのですが、売買のときには、いわゆるエネルギークラスというのが一つの重要な基準にもなりますし、結果的に、エネルギークラスが上であれば資産価値は高くなる。しかし、それに向けて、個人の家が例えばそれに見合っ

たいろいろなリフォームをすることにおいては援助などもあるということで、かなり歴史のある制度になっていますので、そういったことも、本来は、今日の、いわゆる下のほうで、つまり個人の消費の段階で、もっとよりよいエネルギー効率ということを考えるのであれば、そのような制度も考えていくこと。これはやはり住宅に則した制度なので、自治体でやったほうがやりやすい制度でもあります。ですので、こういったことも含めて考えていったほうがいいのかと考えております。そのような意味で、事務局はどこまで今回低炭素住宅ということでお考えなのか併せて教えていただけると幸いです。

以上でございます。

【内田税制調査担当課長】 まず今の低炭素住宅についての考えですが、工藤委員のおっしゃったとおり、象徴的に、確かにソーラーパネルというところはお出ししたのですが、例えば21ページのところの資料にもございますが、認定低炭素住宅というのは、まさに今、工藤委員のお話のとおり必須のところを外壁断熱等といったところも出ておまして、ソーラーパネルは確かに象徴的には使いましたが、総合的に、断熱素材の優れたものなど、あるいは、ここにはないようなものでもそうですが、いわゆる本当に環境負荷に優しい住宅について、全般的に何か考えていければということで、お出しさせていただいております。

以上です。

【工藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

そういうことであれば、ぜひ、既にそういった制度を導入している国の事例なども、必要があれば私も協力いたしますが、具体的に、例えばイタリアの例であれば、そういった断熱性等に資するような工事をした場合の助成など、もちろん、それをしている住宅の評価を高くすること、あるいは、もともと使っている素材や、密閉性など、そういったこともかなり細かく計算しているようですので、ぜひ積極的にお考えになるといいのではないかと思いますので、発言させていただきました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 工藤委員がおっしゃったので、ほとんど尽きてはいるのですが、一言だけ申し上げると、確かに太陽熱パネルで太陽光発電をするということではあるのですが、電力の消費量は、化石燃料で発電しない限りは、基本的には、発電量は増えても何も問題ないと思えるべきだと思っていて、むしろEVが広まれば、今以上に発電をしなればいけないわけで、それをクリーンエネルギーで発電するというのであれば、化石燃料を燃やさない限りは発電量が増えても何も問題ないということかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはございますか。

恐らく低炭素住宅促進のための税制ということになると、あと思いつくのは、税制優遇制度、固定資産税が先ほど出ていましたが、つついそのように考えるのですが、佐藤委員からもお話がありましたように、あめとむちが必要であるという御意見は、私にとっても印象的でありまして、つまり、いつもは引くことばかり考えるのですが、一方で課税があって、他方で、このような投資をやった場合、太陽光パネルの話が分かりやすいですが、低炭素住宅等の要件を満たすようなことをやると通常より価格が高くなるということの、投資に見合ったものを差し引いてあげると。そうでないと、電気代が税金込みで高くなりますよというようなインセンティブですね。もちろん土居委員が今おっしゃったように、問題はCO₂であって、電力使用量ではないということもよく分かるのですが、現状では、結構、日本の場合は石炭火力の比率が高く、省エネもそれなりに重要であるというのが、一応、今のところコモンセンスであるかと。将

来的には私も土居委員のとおりかなと、そのように思いました。

それから、ちなみに少し言いますと、低炭素住宅だけではなく、住宅一般に関して、建築物もですが、現在、国交省で低炭素に関わる、正式名称は何といいましたか、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」という非常に長い名称の検討会が今ずっと開催されて、恐らく次回が最終回だと思うのですが、その中で、省エネ、断熱、それから太陽光パネル等について、規制と義務化、それを中心に議論しておりまして、税制インセンティブは、それと規制への基準値と連動する形で設計してはどうかという議論になっております。ちなみに、そのときに議論されているのは、低炭素住宅というよりも、ZEB/ZEHという、ゼロビルディングあるいはゼロハウスという、ゼロエミッションハウスですか、それが基準になっておりまして、低炭素住宅で求められている基準が、国が満たそうとしているZEB/ZEHと比べて高いのか、低いのか、よく分からないのですが、それとの関係もあるかと思えます。

その中で、必ずしも税制優遇は要るのかということも議論になっていますが、規制で、もちろんコストは高まるのですが、エネルギー代金が引き下げられるので、10年以上から15年ぐらいたつと、電気代やエネルギーコストの低下のほうが大きくなってきて、ペイするという議論になってきているのです。よって、あまり税制ということで、投資を前倒しする意味はあるかもしれませんが、既に、断熱やその他をやることは、実はペイするのだと理解してもらうこと。少し時間はかかりますが。ということで、あまり、優遇措置を取ることに対してどう評価しているのかという、つまり税収ロスが高く発生しますから、そことの勘案かなと個人的には少し思いました。

先生方、御意見ありがとうございました。

ほかにかがでしよう。御発言をまだされていない方、あるいは池上会長、もしよろしければ、御発言をお願いします。

【関口委員】 関口ですが、よろしいですか。

【諸富小委員長】 どうぞ、お願いします。

【関口委員】 環境関係の税制というのを議論するときに、いつも気になるところですが、今日も話が上がったところですが、誰向けに、どのような意識を喚起するのかということが、すごく気になっているところなのですね。課税目的との関係というのでもいいと思うのですが、例えばCO₂の排出量というのを考えたときに、それを達成する手段というのは様々あるわけです。例えば先ほどの話ですと、計画の話や、税でそれを実現するなど、あるいは排出量取引で実現するなど、そういった組合せで、今どのような状況になっているのかというのが、いまいち、自分の中でぴんと来ないということがあって、事務局の方に、その辺が分かるような資料はできますかということで、少しお出しいただいたのもあるのですが、税の話だけに特化してしまうと、例えば税を導入することによって、目的であるCO₂の排出量というものがどの程度削減できているのかということなどが、少し曖昧になっているのではないかと思います。それで、排出量取引の場合は量を見ていて、どれだけの削減ができているというのは、税よりは分かりやすいのでしょうか、様々な政策の組合せの中で、税をどのように位置づけるのかということが、常に、この問題を議論するときに、私は、ふわふわしてしまっているなというのがございます。

二つ目は、どの部門の意識を喚起させるのかということでもありまして、私も事務局がお作りいただいた当初の資料を見たときに、家庭部門の排出量を削減するという点に関しては賛同したわけですが、その中で、一体、どのようなボリューム感の中で家庭部門の排出量というものを削減したいのかと、しようとしているのかということの全体像というものの中で、税の議論だったら税の議論をしないと、何とも言い難い議論になってしまうなという気がしていて、この議論に参加するときには、常にその議論との間で葛藤があって、なかなか発言しづらかったというのがあります。

最後ですが、低炭素住宅に関しても同じようなことで、誰向けにどのような意識を喚起するのかということがやはり気になるのです。例えば、それは住む人、居住者向けの意識を喚起するというものなのか、あるいは事業者の意識を喚起して、間接的に居住者の意識を高めるといようなものとして敷くのか、何かそういった形の政策の波及のプロセスを意識しながら、税がどの位置でその役割を果たすのかというところが、いつも難しいとっていて、今回の話も、税そのものを取り上げると、それは分かるのですが、どうしても排出量取引や、その他の政策との関係というのを考えると、この税の議論というのが、排出量を削減するということが目的だとすれば、どれだけの寄与をしているのかどうかというのは議論しづらいなと感じます。これは単なる感想にはなってしまうのですが、少し先生方の御意見等をいただきたいなと思って、少し発言をさせていただきました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。大切な論点ですね。そこを、そもそものところをご指摘いただきまして、ありがとうございます。

何か、今の関口委員に対して何か御発言はありますか。

石田委員、どうぞお願いします。

【石田委員】 低炭素住宅、これは買ったときに、住宅ローン控除のところでも少し優遇がありますよね。先ほど、どなたかの先生がおっしゃっていましたが、目に見えるものに税をかけるというのは、納税者というのは納得できるのですが、CO₂の排出というのは、目に見えないようなものというのは、とても難しいというのは感じます。

それで、私は難しいことはよく分からないのですがCO₂排出を削減するために、いろいろな設備を企業がやったときに、税額控除がすごく大きいですよ、大企業などは。所得税や法人税というのは特別措置法が好きで、特別措置法でいろいろなものが軽減されています。法人税も皆、大企業はかなり低くなっていますよね。そのようなものを少し考え直すというのも、それが地球環境税なのかどうかは分からないが、少し、地球環境税みたいな形で、ぽんと思い切って入れてしまったほうが、何か分かりやすいのかなと思います。何か少しまとまりがないですが、すみません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そうですね。つい税制優遇のところへ行くのですが、きちんと、課税もすべきではないかと。

【石田委員】 それから、もう一つよろしいですか。

優良住宅というのは、住宅業者がこの頃、結構勧めているみたいで、住宅ローン控除の証明書を持ってくるときに、優良住宅の方がだんだん増えてきています。個人の方々も気にはしていると思います。ですから、外を見ると確かに太陽光パネルがあつて、皆さん、個人個人でも多少家庭は考えていますが、ただ、ごみの排出が多いというのが、この頃、外を歩いていて気になります。それが環境にどのように影響するのかというのが分かりませんが、あれを処理するための処理場から出るいろいろなものが、環境にどのように悪影響を与えているのかというのが、少し気になる感想です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 今、関口先生からのご指摘がありましたので。

誰の意識にアピールするかですが、経済学のテキストで言ってしまうと、全ては価格なので、要は、CO₂分だけ値段が上がれば人々はそれを消費することを抑えるだろうということです。しかし、やはりここに来て必要なのは、自分たちがどれくらいCO₂を出しているのかという見える化だと思うのです。ある意味、この値段の中で、この部分は、実はあなたが使ったCO₂で、これに対してこれくらいの税金が

かかっているのですよというのは、いわゆる消費税の外税ではないですが、ある程度、見える化させていくということは、消費者に対する意識にアピールすることになるし、もちろん事業者にとっても、それは考えなければいけないことになってくると思うのです。そのため、単にこれまでの教科書で見れば、ピギー税と掲げたときは、単に市場価格が上がります、また結果として経済行動は抑制されますということですが、価格の中の内訳をしっかりと見せていく、税込み価格の中の内訳を見せていって、この部分がCO₂にかかるコストだということ、それを見せていくということはやはり必要かなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 では、皆さん、大体御意見は一通り言っていただきましたでしょうか。

最後に池上会長、どうでしょう。このセッションといいますか、環境に関わることでご発言を願います。

【池上会長】 皆さん、どうもありがとうございます。

タイトルが、環境関連税制ということですが、実際には、いわゆる二酸化炭素のところに焦点を当てて問題提起をしているわけであります。

それで、今お話がありましたとおり、やはり環境対策、地球温暖化対策といったときの税制と、補助金、あるいは規制、排出量取引をどう捉えるかというのはありますが、もちろん排出量取引はカーボンプライシングの一種ですが、そういった政策の組合せが必要だということなので、それを、それぞれ家庭部門や業務・産業部門など、誰に向けて、どのように負担を求めていくのか、あるいは補助金を出していくのか、そのような政策の組合せが必要になるのだと思います。

ただ、今お話がありましたとおり、最終的には、やはり二酸化炭素の排出抑制ということになりますと、最終的には、やはり私も消費課税だと思うのです。仮に、直接的には業務部門が火力発電による電気を使っているとしても、それへの課税が価格の中に含まれて、最終的には消費者のところへ行くのだということになると、そこをどうやって見せていくかは、確かに工夫のしどころがあります。

よく食べ物の中にカロリー表示があります。この食事には何キロカロリーの熱量が含まれていますというものがあります。このようなことが果たしてどこまでできるのか。この製品にはどれだけの炭素が含まれていますというを表示できるようになるのか、そのような工夫がもしできれば、非常に、消費者向けに訴えるところがあると思います。その課税ポイントをどのように分担していくかということを含めて考えていく必要があります。

それから、低炭素住宅の話です。資料の最後に、29年度答申の一部を載せていただいたのですが、これは前期の最終答申です。もちろん期は違うのですが、前期もメンバーだった方はたくさんいらっしゃいますので、覚えておられる方もいると思います。要するに前期議論したときには、租税特別措置を整理するという方向で、あるいは新築住宅の減額はもういいのではないかというスタンスで答申を書いたのです。ということで、改めて低炭素住宅だったら促進してもいいのではないかというのは、それは今多くの委員からお話があったとおりですが、それは減税一方ではないことをやはり忘れてはいけません。したがって、今お話がありましたとおり、時限つきにする、もしくは大本の制度の対象を狭めていくという問題もあると思いますし、あるいは、ほかの税についても、いろいろな租税特別措置があるので、そちらを整理していくという方向もあります。いろいろな組合せが必要だということは、今意見が出て分かってきましたので、大きい地図を描く、関口委員からもお話があったとおり、地球環境対策と言うとき、税と補助金と規制でどのように、あるいは排出量取引も含めて、どのような組合せで、どのような部門に負担を求める、あるいは協力を求めるといいますか、そのようなことをやっていくことについての大きい地図を描けると非常にいいのではないかと、少し工夫をさせていただきたいと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

以上で、この課題についてはそろそろ閉じたいと思いますが、本当にたくさんのご指摘をいただきました。全てまとめるのも大変なぐらい、いろいろと重要な論点をいただきました。ただ、恐らく、これをしていくには、一つは、東京都として何を実現したいのかということについて、はっきりしてほしいということがあったと思うのですよね。ですから、国は国で脱炭素を目指していくわけですが、東京都は東京都の、恐らく、例えばゼロカーボンシティを目指していくなど、東京都全体としての恐らく政策があるはずで、それに対して、東京都に立地している産業、業務、家庭、その他のセクションそれぞれに対して、どれぐらい減らすということを目指しているのか、それをどのような手段で達成するのかということについての整理があつての、様々な政策手段の中の恐らく低炭素住宅に対する税制優遇が位置づけられているのだらうと思いますので、それらの整理がないまま、いきなり低炭素住宅を何か税制優遇でやりたいのですという、それだけぽんと単体で出てきてしまうと、それでいいのだらうかという疑問が湧いてくるというのが、今日、伺っていて、非常に思ったところであります。

それから、既存の税制でたくさん、結構、環境に関わる税制が、化石燃料課税から、それから自動車関連に関する税や電気、電気も電促税というのが入っていますね。電気に関する税まで、いろいろと環境にかかる税がありますよね。それらに関して、地方に関わりの深い税金というのが取れて、土居委員から譲与税でという話で、譲与税として関与しているものがあれば、それは地方からどんどん発信していく権利があるといいますか、発言権があるのだという御発言もありましたが、そういった、地方には、軽油引取税のように都道府県税であるという明確な税もありますし、譲与税という形で税収配分を受けている税目もありますし、それらを含めて地方から見た場合に、これから脱炭素社会に向けて、どのような税制像を望ましいと考えるのかというのを、都税庁から発信していければ非常にいいのではないかなと思います。

それから、やはり指摘があつたのは、全体のいろいろな政策手段の中で組み合わせていくのだらうという、特に税制の果たす役割がどこにあるのかというのを、これも整理が本当は必要なのではないかなというところでしょうか。

私が少し強引にまとめさせていただきましたが、今日いただいた御意見を踏まえて、このテーマに関しての方向性を、より論点を詰めていきたいと思います。ありがとうございます。

では、次のテーマに行きたいと思います。

次は、二点目の議題であるデジタル経済と税制に移りたいと思います。事務局から、論点及び資料の説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 それでは、ご説明させていただきます。

まず、お手元の画面にあります資料1を御覧いただけたらと思います。先ほど見ていただいた資料ですね。

2番目に、デジタル経済と税制についての論点が挙がっております。主な内容は、デジタル課税に向けたOECDの状況、またDST導入のオプションについて、令和元年度答申でもご提言いただきましたが、地方へ配分する仕組みの検討となっております。

引き続き、資料のほうをご説明させていただきたいと思います。資料2-2となります。

1ページ目、目次について、資料1ページ目をご説明いたします。デジタル課税とデジタルサービス税に関する最近の状況について示した資料でございます。皆様もうご承知のとおり、OECDとG20で法人税率を最低15%以上とする案とともに、デジタル課税の導入についても大枠で合意している。一番下に、示しております。

続きまして、2ページですが、デジタル課税とデジタルサービス税の詳細としておりますが、上段は大

枠合意のなされましたOECDの案について入れさせていただいております。第1の柱がデジタル課税部門となっております。下段が各国独自のデジタルサービス税の概要を示したものとなっております。

続きまして、3ページですが、過去の答申ということで、デジタル経済に対応した税制のあり方について、令和元年度答申でこのように述べさせていただいております。主なところ、3ページ目の2段目と3段目ですが、デジタル課税により法人の所得が増加する場合、地方法人課税の課税ベースも拡大する。これによる税収の増収分は地方に帰属すると考えられるが、対象法人が国内にPEを持たない場合は、全地方自治体において当該法人に課税できない。PEが存在する場合も、これまでの分割基準を適用することが妥当ではないなどの課題がある。デジタル課税の国内帰属が問題となることを踏まえ、国際課税に関して各国から提案されている着眼点も参考に、地方へ配分する仕組みを今から検討しておく必要がある。このように答申をいただいております。

説明は以上となります。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、今ご説明をいただきました論点及び資料について、御質問や御意見をいただきたいと思っております。御意見のある方は、画面に向かって手を挙げていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 デジタル課税については、捕らぬ狸の皮算用というところですが、どれくらい実際に今回のPillar 1やPillar 2はあまり関係ない気はするのですが、日本は15%を超えているので、税率については、Pillar 1に関しては、実際のところ、日本の法人税にどのくらいの影響があるか、まだ少し分からないので、実際、蓋を開けてみれば対して変わらないかもしれないし、逆に、例えば日本の企業が外国でPillar 1絡みでデジタル課税をするとすると、外税控除が発生するとすれば、実は日本の税収が減るかもしれない。もちろん、アマゾンが払ってくれば、その分は増収になるということなので、様子は分からないなという気はするので、税収という観点から見て、あまり高い期待はしないほうが良いという気はします。

では、どのような配分基準かという話、これは次の課題の話に関わると思うのですが、それは別にデジタル課税だからというわけではなくて、もともと日本の法人税、地方法人二税の分割基準というのは、極めて物の時代、製造業など、そのような時代の遺物だと思うのですよね。ですので、これはデジタル課税に限らずですが、このようなサプライチェーンが複雑化する中において、どこに分割基準の着眼点を置くかということに関わってくると思います。Pillar 1は典型的で、市場国に対する課税権の付与ということになっています。それでは、同じことを国内で行えということであれば、つまり消費地に対する、消費ではなくてB to Bの場合だと、別に消費ではなくて仕入れになりますので、市場国、市場地と言うのが正しいかもしれませんが、市場地に対する課税権の付与ということにはなってくるのかなと。何となく消費税の配分基準に近いかなという話になると思います。なので、もし真面目に、この問題、配分基準を真面目に考えるということであれば、これは恐らくデジタル課税に限ったことではなくて、法人二税全体の中での分割基準のあり方の見直しに波及していくかなという気はします。

ただし、くどいようですが、デジタル課税に関して言えば、この段階でPillar 1、うまく機能するかどうかはクエスチョンマークが三つくらいつくということ、それから、実際に税収効果はどのくらいあるのかということについても、若干よく分からないところがあるので、あまり大きな増収を期待するというわけにはいかないという気はします。ただDSTなどになってくると、また話は違うかなと思います。ただ、恐らく日本は少なくともしばらく国際協調でいくと思いますので、DSTは、独自のDSTは俎上には上がらないような気がします。ただ、都庁として、プランBとして何らかのDSTを考えるとこの

であれば、それは検討する価値はあるかもしれないかなとは思いますが。

以上です。

【諸富小委員長】 明確な論点をありがとうございます。

吉村委員、どうぞお願いします。

【吉村委員】 一橋大学の吉村です。

私も、佐藤委員が後半でおっしゃった点を指摘しようと思っていました。つまり、東京都がどのような形で打ち出すかというのは、法人二税、ほかの地方法人税についての配分基準に対する異議申立てとか、見直しということにも波及しかねないということですね。市場的要素ということ強調するということと、従来の事業税等の配分基準、あるいは課税の根拠とはそぐわない部分、そぐわない面というのがあると思うのですが、そういったところをどう整理するのかということを考える、しっかり考えるというのは、その影響まで含めて考える必要があるかと思えます。

また、そうですね、動き出してみなければということではあるのですが、今のところ公にされている実施スケジュールとしては、2023年から動かし始めるということにはなっていますので、議論としては、来年ですか、今年中というのは少し難しいとは思いますが、来年にはそういった議論も出てくるのだろうと思えますので、それまでには検討を進めておく必要があるかと思えます。

差し当たり、以上です。

【諸富小委員長】 吉村委員、ありがとうございました。

松原委員、どうぞお願いします。

【松原委員】 明治大学の松原です。

先ほどですが、環境関連税制のところ、コメントをすっかり忘れてしまったので、それも併せてさせていただきますかと思っております。

まず、佐藤委員と、それから吉村委員が先ほどおっしゃったことに、私も基本的に異を唱えるつもりはなく、私、DSTに関して、昨年度、日本で議論されている内容よりも新しい情報を知っていたにもかかわらず、本当に事務局にはおわびしましたが、適切に情報をお伝えできなかった点を反省しております。私がもう一つ聞いていたのは、OECDの本部、パリにいる人たちが、なぜ、DSTというか、第一の柱について、だんだんやる気をなくしていったかという一つの理由として、当初、GAFA税とやゆされていたのですが、これは確かに、GAFAが巨大な利益を得ているというのは、すごく、許せないという、一般的な感覚は分かるのですが、ただ、税をかける側の議論として、特定の企業、それから特定の会社をターゲットにする税金をつくるのがいいのかという、そのようなことはかつてなかったでしょうということが議論に上がっていたというのをお伝えしておこうかと思えます。

その話とは別に、環境関連税制のところ、言いそびれた話につなげたいのですが、二点目のコメントとして、いわゆるエコ住宅というのですか、低炭素住宅について、都の環境局等、独自に動いているという話が出ていたのですが、そこで土居委員が、たしか固定資産税のことを最初にお話になられていて、それでふと思い出したのですが、非居住者の方、国際課税との絡みで、もし今後、都税調で議論していくのであれば、非居住者の方が都内に所有している不動産というのは結構あるのではないかと思うのです。都内だけではないかもしれない、例えば諸富委員がお住まいの京都だったら、古民家を買っている外国人はいると思います。それから、北海道などに行くと、中国人の方や、オーストラリア人もそうですが、別荘というのですか、あるいは原野を買っているという話がちらほらと聞こえてきます。このようなことを考えますと、国際課税に則した地方課税についての議論をもし今後行うのであれば、私から池上会長へのご提案ですが、このような非居住者、あるいは外国法人が所有している、例えば都内の23区の一等地に

ある不動産の固定資産税など、地方税全般でどれだけ着実に徴収できているのか。これは社会保険料を外国人の労働者の人が払っているからいいかという話を、昨年か一昨年、少し池上会長が指摘されていたようなことがあったと思いますが、それとの絡みというか、また、佐藤委員が昨年お話しになられていたので、記憶に残っておりますが、地方税とDX化によって現年課税ができるようになるのではないかと。実は今、国際協調では各国の課税当局が情報交換をすごくやっているわけですよ。ということは、国外の納税者の情報というのが地方自治体にも入ってくるようになれば、日本に投資をしてくるインバウンドの外国資本に対しても、これは徴収ができるのではないかと、そのような議論も少ししてみると、独自の議論になるのかなという気はいたします。それから、東京都だけではなくて、ほかの地方の公共団体との議論にもつながるのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

土居委員からも手が挙がっていますね。お願いします。

【土居委員】 デジタル課税というか、国際合意は、松原委員も指摘されましたが、必ずしもデジタルビジネスの企業に対して課税するという合意したというわけではない形で、Pillar 1は合意されているということではあるので、デジタル課税といったときに、この7月の国際合意のことを指すのか、それともDSTのことを指すのかということころは、少し注意深く答申に向けて言葉で説明する必要はあるのかなと思います。ただ、端緒はデジタル課税でしたが、7月段階でのPillar 1の合意は必ずしもデジタル課税と言えないかもしれないという、そのような合意ですので、そこは、より誤解のないような形で答申をまとめていただきたいと思います。

そのときに、既に委員間の議論もありましたが、我が国が独自にヨーロッパ諸国のような、まさに文字どおりのDSTを独自に単独で課すということは、少し考えにくい情勢ではあるので、今のところは、率先して東京都からDSTと言いつ出すというのも、少し変な気もします。ただ、このような国際課税の変化があるということを踏まえながら、税収がどう推移するかということ注視することと、少なくとも課税の変更によって法人住民税などにどのような変化が生じるのかということころは、より注意深く見極めていく必要があるかと思います。

次の議題になるのかもしれませんが、あまり、デジタル課税というか、国際合意、国際課税の合意によって東京都に税収が入るかもしれないということを前のめりになると、もっと偏在是正をしようという話になりかねないので、そこは両者バランスを取りながら、注目はしますが、過度にデジタル課税で税収が東京都に多く落ちるかもしれないという期待感が、前のめりにならないようにしたほうが良いと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

大体、皆様、今のところ、御意見をいただけたところでしょうか。ほかはいかがでしょう。

実は、分割基準は次の3のところでもテーマには上がっております。ただ、デジタル課税がもたらす議論に刺激を受けて、佐藤委員が冒頭におっしゃったように、典型的な物づくりを前提にした、現在は、労働者数と、従業員数と、何でやっていたか、分割基準は。工場等でしたか。

【佐藤委員】 事業所数、事業所です。

【諸富小委員長】 事業所数。

【佐藤委員】 事業所の数です。

【諸富小委員長】 事業所の数。そうですね。したがって、それを、今、利益をもたらしている源泉は何かと。それは典型的で、工場、事業所ということと、労働者ということで、その二つというようになっているのですが、無形資産というのが出てきた場合にどう変えるか。ただ、無形資産といっても、決算

では捉えて、分割基準の基準であるかという、これはこれで大変難しい話があります。ただ、東京都としては、分割基準でいいのかという問題提起をしたい、あるいはすべきであるという御意見がございましたら、それはそれで答申のほうに盛り込んでいくということになるかと思います。

ほかにはございますか。

また、デジタル課税がもたらす税収への配分に関しては、少し慎重に考えるべきであるという御意見が相次いでいるかと思います。私も、いろいろ見ている限りでは、いろいろなシミュレーションや試算で、そもそも日本は租税回避やアマゾンをはじめとする、デジタル企業関係による税収ロスがあることは確かにあるのですが、欧州の主要国に比べたら大きくないということの数字が出ていますので、逆に言うと、Pillar 1が入ってきて、すごく大きく税収が増えるわけではなさそうですね。佐藤委員がおっしゃったように、つまり正確な試算が出てきているわけではないですが、少なくとも日本は、欧州に比べると、そんなに大きな税収は期待できないかかもしれないと思います。

この話題、もし、あまり御意見がないようでしたら、次のテーマに行きたいと思いますが、何か。

池上先生、どうぞ、よろしく申し上げます。

【池上会長】 デジタル経済と税制のテーマを出させていただいているのは、先ほど2年前の答申の一部を資料として出ささせていただきましたが、令和元年度、今期の2年目にかなり議論して答申を出しました。しかし、その後OECDあるいはG20を含めて、議論がかなり展開しているので、それを受けて、今期のまとめとしてどうするかという御意見をいただきたくて、ここで出しているわけです。もちろん、その間、昨年、感染症対策の議論をしたときにも、このデジタル関係の税制を使えるのかどうかという議論もあったかと思います。それも含めて、デジタル化について2年前からの議論をどのようにアップデートしていくべきかという議論をしていただきたいというところがございます。今日出た意見も踏まえて、それをどのように整合性を持たせて取りまとめていくかということを工夫させていただきます。

それから、先ほど松原委員からお話があったのですが、固定資産税に限らず、いろいろな税について、東京都民ではない固定資産所有者、あるいは外国などに移動してしまった方の住民税あるいは社会保険料の問題など、いろいろ問題はあるという話は、確かに発言した覚えがございます。この点、実際に人の移動を含めて、あるいは資産所有者も、必ずしも日本に住んでいるわけではないということになってくると、それが税制、特に、税務の執行にどのような影響を与えているかということについての確認も必要などところがあると思います。今回の答申に間に合うかどうか分からないのですが、そのようなことも重要な課題であることは、そのとおりだと思いますので、どのような点で情報をまとめられるか、事務局と相談させていただきます。

以上です。

【諸富小委員長】 池上先生からおまとめいただきました。

佐藤委員と松原委員から、追加で挙がっていますね。順番にお願いします。

【佐藤委員】 手短かにいたします。

そういえば、この視点がないなと思っていたのですが、よく考えたら東京都というのは楽天も含めてデジタル企業が集積しているわけではないですか。彼らの国際競争力を考えると、イコールフットイングというのは重要ですね。つまり日本で、楽天は曲がりなりにも日本では法人二税を払っている。しかしアマゾンはしっかり払ってくれていないということは、日本の東京に立地する企業の国際競争力を阻害しているという面も否めないわけなので、そのような観点からDSTというのは捉えたほうがいいと思います。それは実際に、Equalization Levy（インドのデジタル広告課税・平衡税）などはインドでやっていることだし、イタリアのグーグルタックスも似ていますよね。ですので、いつも税収確保をどうするかなど、

課税原則でどうするかという議論ばかりになってしまいますが、ある意味、東京都の競争力、国際競争力の促進というか、その観点から見ると、イコールフットイングを担保するためのDSTという発想がどこかであっていいのかなと思います。それでは、その場合、楽天が払ったDSTはどうするかというと、例えば楽天が払う法人税から税額控除を認めてあげられるかどうか。何か少しこれは微妙な気がするのです。あるいは、DSTは一種の消費税だと思うのであれば、仕入税額控除として認めるかどうかなど、何かそのような国内立地企業の保護とは言いません、ですから、保護したいのではなくて、イコールフットイングを担保するための税制という、そのような観点があってもいいのかなとは思いますが。

以上です。

【諸富小委員長】 それは、佐藤先生、仮に今OECDのPillar 1が実施されたとしても、なお別途DSTを検討する余地はありでしょうか。

【佐藤委員】 いや、プランBです。
恐らく、うまくいかないだろうということ。

【諸富小委員長】 そうですか。なるほど。了解です。
では、松原委員、どうぞお願いします。

【松原委員】 先ほど池上会長に、私のコメントについてコメントしていただいたので、追加情報を申し上げますと、例えば以前、大分前だと思いますが、神奈川県で別荘地の固定資産税を払ってくれない人がたくさんいる、箱根町などですね、そのようなもので困っているというお話を少し聞いたことが、随分前でございます。もしかしたら、別荘地はいろいろなところにありますから、日本各地で、そのような固定資産が、ワーケーションの議論とも重なるかなとは思いますが、潜在的に今出てきているのではないかなという気が多少しております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

別荘税ですかね。松原委員の今のご提言ですね。

土居委員、追加で挙げていただいていますね。よろしくお願いします。

【土居委員】 デジタル企業に対する課税というか、GAF Aという意味かもしれませんが、彼らの日本法人というのは、ほとんど合同会社ですよ。課税できるのですかね。そこをパススルーすることが目的の会社の設置になっているところとの整合性というのは、どう担保されるのかというのは、私は租税法の専門家ではないので分からないのですが、当然、彼らは株式会社ではなくて合同会社になっているところは、当然、税負担をいらんでの会社の構え方だと思うので、その点は少し気になることです。

【諸富小委員長】 吉村委員、何か今の土居委員の御発言に、ございますか。

【吉村委員】 そうですね、Pillar 1だと、もう連結利益から出発してしまうので、執行に当たるのは本社が存在するアメリカのIRSがまとめて集めて配ってくれるということなので、そこはうまく回れば大丈夫ということですね。

DSTの場合だと、そもそも日本がそのような申告義務を課したとして、守ってくれるかどうか。何か一般的な傾向としては、彼らは、大きいところはコンプライしてくれると思いますが、小さいところが支払わないよと開き直られてしまうと、特にそれ以上、執行の手段はないのかなと思います。そのような意味でも、国際的な、大企業だけをターゲットにするなら、ばんとかけてしまってもいい、DSTなどでもいいのですが、しっかりいろいろな企業を、アメリカだけではなくて、例えば中国のゲーム会社なども、いろいろあると思いますし、そういったところも考えていくと、やはり国際的な枠組みであれば、その分、執行も容易になるという関係かとは思いますが。

お答えになっているか分かりませんが、そのように思っています。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

このテーマについては、池上会長からございましたように、これまで小委員会でしてきた議論の蓄積がございます。そのアップデート、その後の情勢の変化もございましたので、ということで議論をしていただきました。様々な論点を挙げていただきました。それを踏まえて池上会長にまとめていただきましたように、アップデートしながら答申のほうに反映していきたいと考えております。ありがとうございます。

これで、一旦このテーマについては区切りとさせていただきます、残る時間を三つ目のテーマである地方法人課税の話に持っていきたいと思います。

では、三点目の議題である地方法人課税等をめぐる課題への対応について、事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 それでは、ご説明のほうをさせていただきます。

また再び、資料1の論点のほうを御覧いただけたらと思います。

3番目に出ておりますところ、地方法人課税等をめぐる課題への対応についてというところではございます。

主な内容は、そちらに五つ挙げてございますが、一つ目が地方法人課税の偏在是正措置、二つ目が分割基準、三つ目が外形標準課税、四つ目が地方消費税の清算基準、五つ目としてふるさと納税ということになってございます。

資料のほうをご説明させていただきます。資料2-3となります。

では、また目次の次の1ページからご説明させていただきます。

1ページ目、まず、お分りのとおり、法人実効税率の推移を表した資料でございます。

2ページ目が、地方法人課税の概要の資料でございます。

3ページ目が、特別法人事業税の概要を示した資料となっております。

4ページ目が、法人事業税と法人住民税の東京での偏在度の推移を示す資料となっております。偏在度は、全国の税収に占める東京都のシェアで表してございます。一見すると偏在度は高く見えますが、実際は、偏在是正措置により、点線部分のとおり、相当低下しているということでございます。

また、5ページ目、税源の偏在是正について、平成30年度答申で述べられています提言でございます。主なところですが、下二つ、法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは、受益と負担という地方税の重要な原則に反する。国の偏在是正措置は、地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為にほかならず、そのような偏在是正措置を新たに行うべきではない。このように提言をしていただいております。

続きまして、6ページでございます。こちらは法人事業税の分割基準の改正経緯を一覧にした資料でございます。

7ページのところで、そちらについて過去述べていただいた、30年度に述べていただいた答申でございます。法人の事業活動規模を最も的確に表す指標は付加価値です。付加価値の中で最大の割合を占める人件費を用いることには合理性がある。従業者の数は人件費の代替指標であり簡便な基準。財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と法人の事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせる。このように答申をいただいております。

続きまして、8ページでございます。法人事業税の外形標準課税の概要を表した資料でございます。

9ページ、そちらに続きまして、昨今、減資する企業が増加していることを示す資料でございます。特

に製造業、情報通信業、サービス業などで、減資する企業が増えているというところの方が分かると思います。

続きまして10ページ、こちらは外形標準課税について、平成30年度にいただいた答申でございます。外形標準課税の適用基準につきまして、今後も引き続き、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、近年の法人の事業活動形態の変化も踏まえ、法人の規模及び活動実態等を的確に表すものとして、資本金以外の指標も組み合わせることなどを検討するべき。このようにご提言いただいております。

では、続きまして、11ページでございます。地方消費税の清算基準について、こちらは示した資料でございます。

12ページには、平成29年度、前の期の取りまとめの答申で述べていただいた内容でございます。最後の3パラ目、地方消費税の税収の帰属を決定する清算基準は、地方消費税に対する信頼を高めていく上で極めて重要。清算基準の制度本来の趣旨は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させることであり、清算基準の精緻化に向けて、統計で把握できる範囲と統計比率を合わせて高めていくべき。このようにご答申をいただいております。

では、13ページです。こちらは、偏在是正措置により東京都が被る影響額について表した資料でございます。

続きまして、14ページでございます。ふるさと納税の道府県別の控除額の推移を表した資料でございます。数字は、道府県民税部門と市町村民税部門を合算したものとなっております。いずれの年も、東京都は全国で最も控除額が多くなってございます。

15ページでございます。道府県民税、市町村民税別に、ふるさと納税の控除額が多い団体から並べたものです。お分かりのとおり、東京都と23区が、それぞれ最も高くなってございます。

では、16ページ目でございます。都内区市町村別のふるさと納税の控除額を示した資料となっております。

続きまして、17ページでございます。こちらはふるさと納税について、平成30年度に答申していただいた内容でございます。「ふるさと納税」は、受益と負担との関係をゆがめる制度であり、抜本的に見直し、寄附の本来の趣旨の沿った制度に改めるべき。このようにご答申をいただいております。

最後、18ページでございます。

こちらは、課税自主権について平成29年度にご答申をいただいた内容となっております。主なところで最後の部分だけ読ませていただきますが、地方自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた行政サービスを提供してきた。少子・高齢化、人口減少の進行に伴い、地方自治体には一層の役割が求められる。地方自治体がその役割を適切に果たしていく上では、地方税財源の拡充とともに課税自主権の活用を図るなど、安定的、持続的な財政基盤の構築が不可欠であると、このようにご答申をいただいております。

説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、今ご説明がありました論点及び資料について、御質問や御意見をいただきたいと思っております。御意見のある方は、画面に向かって手を挙げていただければと思います。

土居委員、どうぞお願いします。

【土居委員】 ご説明どうもありがとうございます。今日ちょうど、このデジタル課税の話と環境関連税制の話と、併せてこの地方法人課税が取り上げられたというところは大変組合せがよかったと思います。特に、偏在是正措置がこれまで講じられてきていて、それでいて国際課税の変更によって法人税収が変わってくるかもしれないなど、新たな環境関連税制によって地方税収が増えるかもしれないという話になっ

たときに、当然ながら東京都にもそれなりの税収増があるということだとすると、税収増があるたびに、また偏在が拡大しているなどという話になってしまつては、身も蓋もないという話ですので、これら三つは、それぞれ税の性質としては別ですが、税収という観点から見ると、それらが過度に偏在是正という話に流されないように目配りをしながらバランスを取っていく必要があると思います。

その中で、これは多少、私の楽観的な見通しなのかもしれませんが、今後、偏在是正措置を改めるチャンスが訪れる可能性があるのではないかと、これは東京都の主張にかなう形でという意味ですが。どのようなことかと申しますと、今年の6月にいわゆる骨太の方針2021が取りまとめられたわけですし、そのときに2022年度から2024年度までの3年間における歳出改革の目安というものが閣議決定されていると、基本的にはこれまでの3年間の歳出改革努力を継続するという話なわけですが、その中で、この論点と関係するところは、地方一般財源総額の実質同額確保という話との関係だと思えます。閣議決定は2021年度地方財政計画の水準を下回らないように実質同水準を確保するという閣議決定がされているというわけでありませう。

2021年度地方財政計画というのはいかにどのようにつくられたかということ、2020年度の税収の決算額がまだ固まっていない段階で税収見積りをして、そして国税もそうですが、地方税収もそこで見積もられていると、その見積りのベースラインになっているのは2020年度の補正後予算ベースということなので、かなり悲観的な税収見通しだった時期の計算がベースになっている。ところが、ご承知のように、先般、国のほうですが2020年度の決算が公表されて、税収は、もちろん2020年度当初予算と比べると少ないのですが、2020年度補正後予算の悲観的な税収見通しに比べると、それなりに多く税収が入ってきたということが決算額として出てきたということでありませう。恐らく、大なり小なり地方税でも同様の結果が出てくるだろうと思えます。

そうすると、2021年度の地方財政計画を基本として実質同水準を確保すると言っているということなので、そこから税収増が、これがコロナの収束とともに期待できるわけでありませう、そうすると地方の財源不足額はそれだけ縮小して、まずは臨時財政対策債の発行は減らせると。減らせるという刹那で、地方税及び地方譲与税の税収が増えていくということになると、だんだん臨財債にも依存しなくてよくなってくると、完全にゼロにはなりませうが、そのようなことであれば、そこで上がってくる税収、もちろん地方交付税もありますが、それで偏在是正措置まで加えて特別法人事業税等まで課して偏在是正をしなくても、それなしで地方交付税を中心に偏在是正をするということ、財源として、それなりに足りてくるという可能性というのが今後考えられるということなので、その刹那で、そんなにたくさん特別法人事業税を取らなくてもいいのではないかと議論など、地方法人税まで議論が行き着くかどうかは分かりませうが、少なくとも特別法人事業税は、事の性質上、譲与税という形になっていますから、そこまで譲与税化して分配する必要はないのではないかと。そこまで議論ができれば御の字ですし、それがかなわないとすれば、少なくとも分割基準の偏在是正にドライブを効かせているという部分を元に戻すなど、そのような議論を提起できるなど、そのような形で、地方一般財源総額の実質確保が税収増によって偏在是正措置を加えなくてもできるという局面には、むしろ積極的に、この制度を復元するというような議論を展開していくということは必要かなと思えます。

最後に、ふるさと納税ですが、少し最近目に余るなと思ったのは、コロナだからということではあるのですが、各地の宿泊業とか観光業を応援するというところで、コロナが明けたらなど、緊急事態宣言が明けたらその当地にお越しいただく、旅行に使えるクーポンめいたものを返礼品に使っているという話を聞きませう、それは泉佐野市でやっていた話とあまり変わらないのではないかと、例の航空会社のポイントなど、何かそのようなものを返礼品で出していたという時期があつて、それはさすがにやめたわけでありませう。

ますが、総務省の通知が出た後で、やめたのがまた復活しているというようなことが、コロナのどさくさ紛れで、ふるさと納税で出てきているということだとすると、それはそのもともとのふるさと納税の趣旨に反することなので、そのようなところは、きちんと是正していただかなければいけないのかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、どうぞお願いします。

【佐藤委員】

まず、最初の分割基準ですが、車体課税もそうだと思うのですが、車体課税は、しょせんはエンジンの大きさにおいて課税をする、今回は、分割基準は人の数と事業所の数、事務所の数で分割するというのは、その当時、この制度をつくった当時の税務執行上の便宜だったと思うのですよね。理屈は後からついてくるで、またはそれにいろいろな理屈がついたのだと思うのですが、ただ、時代は全く変わってしまっているわけでありまして、当然のことながら、従業員ではなくて人件費、直接人件費で分割することというのはできるだろうし、事業所ではなくて資産価値で分割することだって当然できる時代になってきたと思うのですよ。当然、時代の変化に応じて分割基準は変わってもいいし、特に先ほどのデジタル課税との関係でいけば、売上げだと思うのですね。ご案内のとおり、カナダは売上げと人件費と資産価値で分割させていますが、だんだん比重が売上げのほうに寄ってきているはずなのです、全体的に。アメリカなどはそうですね。ですので、その売上げというのを一つ着眼点にして分割基準を見直していくということ、これはデジタル課税にも対応できることなので、一つの方向としてあるかと思います。それだと嫌だということだったら、少なくとも従業員の数は人件費に置き換える、事業所の数は、資産価値に置き換える、固定資産価値に置き換えると、そのぐらいのことはやっていいのではないかと私は思いますというのが一つです。

それから、外形標準課税の話は実は根が深くて、確かにいろいろな企業、面白話もありますよね、毎日新聞など、1億円以下に減資していくというのはあるのですが、これは恐らく外形標準だけではないと思うのです、理由は。中小企業になれば中小企業税制の特典がありますので、ということは、そもそも論として、日本の法人税と地方法人課税が1億円というのを境にして、1億円以上が大企業、1億円以下が中小企業という異なる税制上のレジームをつくってきたという、これが問題だと思うのです。そうだとすれば、この区分、恐らくこの後、仮にこの資本金1億円をやめて資本金を8,000万円にしましょうか等、いや、資本金に資本金剰余金をつけましょうか等、そのような話をしても恐らく問題はあまり本質的には変わらなくて、この中小企業の区分というのはこれでいいのかどうかというのは、例えば海外だったら売上げ、もっと素直に考えて、売上げで考えてみるなど、あるいはアメリカなどだと、むしろ累進課税で対応していますよね。ですので、少し中小企業税制というのを、そもそもこの資本金という特定の尺度で区分していいのかどうかという、この問題に関わってきていると思います。ただ、そうはいつでも外形標準課税を何とかしてくれということであれば、一つはこのまま中小企業に適用するのは恐らく無理だと思うのです。だとすると、我々がよく言いますが、キャッシュフロー課税化して人件費を抜いてあげれば中小企業も何とかありますので、ある意味キャッシュフロー化すれば、それは一つ、最も簡便なやり方にもなりますので、課税ベースとしては。中小企業に適用するのであればキャッシュフロー化すると良い。ですからついでに大企業についても同じような措置をしてもいいのではないかと。税率を変えれば税収を確保できると思いますし、ですので、その辺りは課税ベースのあり方自体を見直すということもやはり大きな視野に入ってくるのかなという気はしました。

それから、また、ふるさと納税ですが、私、季節労働的に、この時期になるといろいろなところからインタビューが来るのですが、東京都の気持ちは分かるのですがということを一に言うておいて、二点目は、東京都としては、これは私あちこちで言うのですが、ふるさと納税というのは納税者の静かなる反乱なのです。というのは、つまり、納税者は自分が払った税金に対してあまり受益を感じていないとすれば罪悪感もなくふるさと納税できますし、それから世の中的にはふるさと納税していない人が多いですね。していない人たちが、ふるさと納税している人たちをずるいとは言っていないのですよ。なぜと言われたら、誰も自分たちの払った税金がどう使われているのかということについて見える化をしていないので、せいぜい恐らくふるさと納税している人たちを見て、していない人は「ああ、いいな」と思っている程度であって、ずるいとまでは思っていないと思うのですね。だって、自分たちの払った税金が自分たちに返ってきているのだとなれば、返ってくる部分を支えているのであれば、皆がしっかり負担するべきだという議論になってくるはずなのです。ですので、そこは、東京都としてはもう少し納税者視点に立って議論したほうがいいと思うのですね。地方自治体の議論というのはいつも受益者サイドの議論になってしまっていて、利用者が困るや、受益者が困るなど、そればかりなのです。そうではなくて、納税者にとって、彼らに対してしっかり説明責任を果たせるかどうか、あなたが払った税金はこのようにしっかりと使っています。一般論ではないですよ、予算書で、一般論で書いていることではなくて、具体的に「あなたの税金」がどう使われているかや、あなたのためにどれくらい返ってきているかというのを見える化させていくということは、必要なという気はします。一般論になりますが、ただ、これは、納税者とのコミュニケーションの欠如というのは、私、ふるさと納税の裏にはあるのかなという気はしていますということです。

それから、もう一つだけ。また、地方消費税の話ですが、分割基準の話ですが、これは私、奈良県で実際に関わった人間なので一言言っておきますと、別に人口は結果なのです。本当にやりたいのは消費なのです。消費において配分したいのです。ただ、商業統計や経済センサスというのは、売っている側のロジックなのです。なので、買った側の話ではないのです。よく奈良県の知事が、いい例かどうか分かりませんが、「大阪で買ったパジャマを奈良県で着て寝ているだろう」と言われたらそのとおりで、つまり消費地は奈良なのです。だって、パジャマを着ているのは奈良なのだから。「パジャマを着て大阪から帰ってくる人はいないでしょう」と言われたら、そのとおりなのです。ですので、やはり消費地というものに正しい指標があるかどうかという、これが全てになってくると思うのです。

また、もう少し真面目なことを言うと、例えば自動販売機も、あれはたしか本社一括計上ですよ。また、コンビニ等のロイヤリティーなどもそうなのです。ですので、実は日本の商業統計が正しい消費地に対応しているとは限らないというのが大問題なのです。ですので、この部分を見直すというのが恐らくありきで、人口はあくまでも便宜であって、もし東京都として代替案を出すということであれば、では正しい消費地の指標は何なのだとということ、それは、私は家計調査はやめたほうがいいと思いますが、もう少し消費者、こういったDXの時代でもありますので、クレジットカードのデータを使うなど、やり方はあるかもしれないですね。ですので、少し正しい消費地の指標を見せていくというのはあってしかるべきかと思いました。

また、手短かに言うのですが、先ほどの国際課税のところ、例えばアマゾン等はどうやって法人税をかけるのだという話で、もちろん国内にPEもないし、国内に会社もないのにどうするかという話になってくるかと思うのですが、もう少し源泉徴収という仕組みはしっかりと使ってよいのではないかと思うのです。つまり、売手に対して課税義務を課すのではなくて、買手側に対して源泉徴収を取るといって、そのような義務を課してもいいのではないかと思います。それは、我々は普通、給料をもらうときに、大学というか

会社側が源泉徴収を我々にかけているわけですから、ある意味同じようなものですね。ですので、もしかしたら国際課税の問題を考えるときには、これ自体、論文で議論があるのですが、源泉徴収のあり方というのをもう少し見直してみるというのも一つの考え方だと思いました。最後は先ほどの議論の補足です。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、工藤委員、よろしくお願いします。

【工藤委員】 ありがとうございます。私からは二点二点、二、五、点みたいな形になります。

一つは、今までも議論がありました外形標準課税ですが、先ほど数名の委員が既にお話をされていますので、重複する部分はなるべく簡潔に述べます。

基本的に、外形標準課税のその意味に立ち返ると、企業がその地域に存在して生産活動をするときに必要な公共サービス、それへの見返りということになるはずなので、それをお支払いするという思想になるはずですので、本来この1億円という区分がいいのかどうかという問題はかなりあると私は考えています。というのも、むしろ中小企業のほうが公共サービスにはいろいろと依存している点というのがありますので、そういった意味では、将来的には、もちろんベースは少し考慮した上で、再検討した上で、なるべく今のような基準を設けることではない方法でいくのがいいのではないかと考えております。

それとも関係しますが、二点目は、先ほどの分割基準の問題です。これは既に佐藤委員だったかと思いますが、ご丁寧に説明されていたとおりで、私も、人数ではなくて、例えば人件費、それから事業所の数ではなくて資産価値というように読替えをしていくのが時代に即していると思いますし、そもそもデジタル課税とも関係いたしますが、より付加価値の高い生産をしている企業というのは、ほかの企業に比べて人件費が高い傾向がある。これは明確にそのようになっていますので、その辺りを幾つかの企業体に分けて、製造業は製造業、サービス業はサービス業、その中でも情報関連は少し別ですので、そういった幾つかのパターンでやっていくのが最も健全なやり方なのかなと思っております。これが二点です。

0. 5点というか、おまけみたいな話は、ふるさと納税ですが、これは少し調査したことがあって、個人的には、ふるさと納税が昨今、急速に増えているのは、必ずしも佐藤委員がおっしゃられたような静かなる反乱というよりは、やはり返礼品がいいなど、いろいろ昨今アプリができた影響もあって急速に増えていることから鑑みても、必ずしも明確な反乱意識はないのかなと思いました。また、15ページ、今回、この資料をお願いしたのですが、改めて見まして、人口とは必ずしも比例していないという点、例えば港区は人口が少ないですが、世田谷区等に続いて非常に多い控除額になっています。それを考えると、やはりこのふるさと納税は現在かなり所得にも余裕のある方がやっているというのが実態だと思います。その辺り、ふるさと納税の仕組みそのものを我々が議論することは少し難しいと思うのですが、将来的にはこのような問題点があること、課題を東京都から発信することはいいことなのではないかと思いました。という、最後は感想めいた話でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 そろそろお時間が迫ってまいりましたので、金井委員、挙げてくださっていますので、金井委員、どうぞお願いします。

【金井委員】 今、工藤先生からありましたが、ふるさと納税については、どの自治体がより大きな影響を受けているかという論点も非常に重要ですが、恐らく所得階層によって、ネットショッピングができる金額が違うという個人間・階層間の問題も非常に大きいのです。実際に得をしているのはどのようなことかという、大都市に住んでいる富裕層と、田舎に住んでいる返礼品を納めている業者というのが得を

して、大都市に住んでいるあまり金持ちでない人が損をしているという構造なのです。東京都の人として、東京都の自治体が損をしているという地域間の損得問題も非常に重要ですが、もう一つ、個人間ないし世帯間・階層間の問題についてはしっかり指摘をしていく必要があるのではないかと。これは国に対してですね。純粋な被災地に対する返礼品を期待しない寄附と、返礼品目当ての寄附というのが同じ制度の中で混在しているわけですが、やはりこの返礼品目当てのネットショッピングですね、しかも高額納税者だけが大きな返礼品枠を持っているといいますか、ふるさと納税枠を持っているという仕組み自体が問題です。全員が同じ枠ならともかくとして、これは制度的に、もう一つ非常に重要な論点が指摘されにくいのではないかなというのを少し心配しています。

それから、二点目は、偏在是正措置については、私はどちらかという何らかの形で偏在是正措置がされるというのは、偏在是正というか財政調整というかはともかくとして、やられるのは、ある程度はやむを得ないことだとは思っています。むしろ、どの程度の偏在是正ないし財調までは許せますが、それ以上は少し過剰な調整になっているのだということをしっかり言っていかなければならないのです。今回いただいた資料で、例えば何ページ目でしたか、影響額が出ていてという資料があって、どこでしたか。

【内田税制調査担当課長】 13ページです。

【金井委員】 13ページですか。このところが、法人の影響額で、調整による資料がうまく出てこないのですが、ここではなくて、どこでしたか。偏在是正措置によって東京都のシェアが下がっているという、点線が出ている図がありますよね。

【内田税制調査担当課長】 あれは4ページですね。

【金井委員】 これは結構重要な資料だと思うのですよ。實際上、東京都のシェアが、人口は1割少々だとしても、そうはいつでも経済いろいろその他があるので、もう少しシェアがあってもしかるべきだろうという相場観があるときに、右のほうのこの点線で10%を切るとなると、これは少し過剰な調整だろうという話もあり得ます。法人事業税のラインが20から25%あたりなど、一定の感覚というのは財政需要との見合いでもう少し考えていかないと、ただ理屈で応益原則に合わないなどというだけでは少し説得力がないと。

それから、この点線のグラフ、交付税の相当額を入れてしまっただけで計算すると、やや過剰に数字が出てきます。交付税を入れたらもっと偏在是正をされていて当たり前でありまして、全税収を比べたら、この法人住民税が地方法人税でさらに交付税に入れられたことまで入れるというのは少し過剰な図の見せ方かなというのは率直な印象としてありました。

すみません、長くなりました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そろそろお時間ですが、佐藤委員、何かありますか。少し短くお願いします。

【佐藤委員】 そうですね、手短にします。

偏在是正の話ですが、以前、東京と日本の成長を考える検討会のメンバーだったのですが、先ほどのふるさと納税の話にこだわる面もあるのですが、逆に、偏在是正をするというときに東京都の企業が何も言わないのは変だと思うのですよ、本当は。つまり、東京都は税金を払っているわけ、東京都の企業ですよ、東京都に所在する企業は税金を払っている。では、その税金をうまく使えば、インフラを整備してくれる、人材を育成してくれるなど、そのようなことによって、もっと自分たちは受益を受けられるのだと、それを国が勝手に持って行って、地方のどこかに、縁もゆかりもないところにばらまくというのは、それはどうなのだというような、本当は産業界から声が出てもおかしくないはず、彼らも税金を払っているのだから。ですが、それは何も言わないのですよね。それは、検討会のときに私は申し上げたのですが。くだい

ようですが、皆さん自分が払った税金の使途に対して全く興味もないし、あまり受益も感じていないのかもしれないので、結局それがどう使われようと気にしていないのかもしれないのですが、もう少し東京都、東京の中に所在する企業ともう少し連携したほうがいいと思うのです。中小企業ばかりではなくて、しっかり大企業とも。それで、彼らが税金を払っているわけです、それはどこかに。それは、地方税である以上は、本来は東京都に還元されて、それが自分たちの成長の糧になるという、だからこそ応益原則だという言葉になっているはずなので、何かその辺り、いつも議論のプレイヤーとして納税者がいないなという気がしたので、少し付言しておきました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、17時になったのですが、池上会長、これまでのところで如何でしょうか。

【沼尾委員】 すみません。沼尾です。

【諸富小委員長】 はい、どうぞお願いします。

【沼尾委員】 一点だけ申し上げたいと思います。

今日の議論に関して言うと、基本的には先生方がおっしゃってくださったことをなるほどと思って聞いていたのですが、このような形で、マクロベースでの地方の財源というものを、それぞれの財政需要に応じて国のほうで地財計画の中で配分していくという考え方もあると思うのですが、今日の最初の例えば環境の話なども含めて、これからの持続可能な社会というものを考えていったときに、それぞれの、例えば東京都なら東京都が脱炭素ということを考えようとしたときには、当然、東京都だけでできるものではないと。そのときに、それをマクロで考える方法があると思うのですが、東京都が例えば特定の自治体と連携をしながら何か政策をやっていくというような考え方も当然あり得るだろうと。そうしたそれぞれの自治体が、今後の持続可能な地域をどうつくっていくかという考え方に立ったときに、地方の自主的な課税というのは非常に重要で、その税を使ってどのような形で対応していくのかという観点から、施策や事業、つまり税の使途について、もう少し、例えば他の自治体と連携をするというような考え方も挙げつつ、偏在是正ということも大事ですが、自主財源の確保が必要だということをやたっていくというようなシナリオがもう一つ示されてもいいのではないかという印象を持ちました。

すみません。以上でございます。

【諸富小委員長】 では、池上会長、全体の議論をまとめてコメントをいただければと思います。よろしく申し上げます。

【池上会長】 ありがとうございます。

この3番目のテーマも、先ほどのテーマと同じように、平成30年度、今期の1年目の答申でかなり議論をして答申をつくったわけです。それから3年たっているわけで、状況が変わった面と変わっていない面、あるいは先ほどのデジタル経済の問題、あるいはふるさと納税に関しても、いろいろな判決が出たり等、いろいろな事情の変化もあるわけですが、そのようなものを踏まえて、まとめの答申としてどのように取りまとめていけるかということで、この点を出ささせていただきました。話を伺っていますと、平成30年度の答申について、より加えるべき意見といますか、そういった、例えば納税者の視点や、あるいは今のマクロ的な見方をどう入れるかなど、いろいろな意見がありますが、そのようなことも含めて、前につくった答申をベースとしつつも、それを、より今の段階で適切な表現に改めていくという観点から、答申を取りまとめていければありがたいと思っております。

簡単ですが、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆さん、活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。以上で、三つのテーマに関する議論を終わりにしたいと思います。

それでは、最後に、事務局から次回の日程等の説明をお願いいたします。

【三浦税制調査担当部長】 第3回小委員会の日程について、お知らせ申し上げます。

次回は8月26日木曜日、午前10時から、オンライン開催とさせていただきたいと存じます。事務局等におきましては、都庁第二本庁舎31階22会議室を予定してございます。

第3回小委員会におきましては、「感染症対策と税制」、そして「地方法人課税等をめぐる課題への対応」ですが、本日の第2回小委員会の続きとなりますが、この二点につきまして、御審議をいただきたいと考えております。

なお、本日御審議いただきました会議資料につきましては、本日中に主税局ホームページに掲載いたします。また、議事録につきましては、後日改めてホームページに掲載される予定としてございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、本日の議事をこれで終了いたします。

本日は、お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第2回小委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。